

国立大学法人信州大学繊維学部と京丹後市との 連携に関する協定書

国立大学法人信州大学繊維学部（以下「甲」という。）と京丹後市（以下「乙」という。）は、地域経済の発展に資するため、相互の連携・協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、産業振興、人材育成及び学術研究に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- （1）地域産業振興、新産業創出に関すること。
- （2）教育、文化及び人材育成に関すること。
- （3）高機能性シルク等各種学術研究に関すること。
- （4）インターンシップ等現地学習に関すること。
- （5）施設の利用に関すること。
- （6）その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会は、連携・協力する事業の円滑かつ効率的な実施や改善を適宜行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は、この協定書に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年11月7日

甲 長野県上田市常田3-15-1

国立大学法人信州大学

繊維学部長

乙 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市長